

魚津市告示第41号

魚津市高齢者緊急通報装置設置事業実施要綱の一部改正について

魚津市高齢者緊急通報装置設置事業実施要綱（平成12年魚津市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この事業は、一人暮らし高齢者等に対し緊急通報装置（以下「装置」という。）を設置することによって、<u>当該高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応することで当該高齢者等が安心して生活することができるよう、支援を行うことを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>装置とは、警備会社その他の民間の事業者（以下「警備会社等」という。）が運用するサービスに伴う通報等に係る装置であって、利用者が緊急ボタンを押すと受信センターにつながり、当該センターが利用者の要望や状態を確認し、当該事業者の従業員等が利用者宅への駆けつけや相談等の対応を行うものをいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 <u>事業の対象者は、65歳以上の一人暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみ世帯の者又はそれに準ずる世帯の者であって、病気や障がい等により常時見守りを要する状態であるため、装置の設置が必要と市長が認めたものとする。ただし、住民税課税世帯の者は対象としないものとする。</u></p> <p>(事業の利用申請等)</p> <p>第4条 <u>この事業を利用して装置を設置しようとする者は、魚津市高齢者緊急通報装置設置申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。</u></p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、対象者の身体的状況及び日常生活状況等を調査の上、魚津市高齢者緊急通報装置設置事業利用決定（却下）通知</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この事業は、一人暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を設置することによって、<u>急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応し、高齢者が安心して生活をおくることができるよう支援を行うことを目的とする。</u></p> <p>(設置の方法)</p> <p>第2条 <u>設置方法は、次の各号に定める区分のいずれかによる。</u></p> <p>(1) <u>緊急通報システム方式</u> <u>利用者が緊急ボタンを押すだけで自動的に受信センターにつながり、相談や緊急時の対応を行なうものをいう。</u></p> <p>(2) <u>緊急通報装置給付方式</u> <u>利用者が緊急ボタンを押すとあらかじめ登録してあった連絡先へ自動的につながり通話できる装置を給付するものをいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 対象者は、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の者又はそれに準ずる世帯であり装置の設置を必要とすると市長が認めた者とする。ただし、住民税課税世帯の者は対象としないものとする。</p> <p>2 <u>前条第1号に規定する設置方法の対象者は、前項の規定に該当する者であって、市内に扶養義務者がいない者とする。</u></p> <p>(設置の申請)</p> <p>第4条 <u>緊急通報装置の設置の申請をしようとする者は、高齢者緊急通報装置設置申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</u></p>

改正後	改正前						
<p>書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。</p> <p><u>（設置に要する費用負担）</u></p> <p>第5条 市長は、この事業による装置の設置及び管理に通常必要な経費を負担する。</p> <p><u>（事業の委託等）</u></p> <p>第6条 市長は、事業の実施に要する装置の設置及び運用に関する業務を、警備会社等に委託して行うものとする。</p> <p>2 市長は、前条の経費を警備会社等に直接支払うものとする。</p> <p>第7条 （略）</p> <p>様式第1号（第4条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号（第4条関係） 【別記2】</p>	<p><u>（補助金額）</u></p> <p>第5条 補助金額は、次に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 331 2092 552"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 331 1469 400">設置の方法</th> <th data-bbox="1469 331 2092 400">補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 400 1469 469">緊急通報システム方式</td> <td data-bbox="1469 400 2092 469">装置の設置及び管理に必要な経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 469 1469 552">緊急通報装置給付方式</td> <td data-bbox="1469 469 2092 552">装置設置に必要な経費 （ただし、上限額を66,000円とする）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（事業の委託）</u></p> <p>第6条 市長は、通報システム事業者に委託して事業を実施することができる。</p> <p>第7条 （略）</p> <p>様式第1号（第4条関係） 【別記1】</p>	設置の方法	補 助 額	緊急通報システム方式	装置の設置及び管理に必要な経費	緊急通報装置給付方式	装置設置に必要な経費 （ただし、上限額を66,000円とする）
設置の方法	補 助 額						
緊急通報システム方式	装置の設置及び管理に必要な経費						
緊急通報装置給付方式	装置設置に必要な経費 （ただし、上限額を66,000円とする）						

魚津市高齢者緊急通報装置設置申請書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり緊急通報装置の設置を申請します。

氏 名	(男・女)	生年月日	年 月 日生		
住 所			電話 番号	()	
申請の理由					
かかりつけ医院	(医院名) (住 所)		(電話番号)		
連 絡 先		氏 名	住 所	電話番号	続 柄
	1				
	2				
	3				

次の事項について同意します。

- 1 上記申請に係る審査に必要な対象者の属する全ての世帯員の市町村民税課税状況の調査を市が行うこと。
- 2 緊急通報装置の運用会社へ申請書に記載された情報を提供すること。
- 3 申請書に記載された情報について、必要に応じて社会福祉課内、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所と情報共有すること。

対象者氏名

世帯員氏名

【別記 1】

改正前

様式第 1 号 (第 4 条関係)

高齢者緊急通報装置設置申請書

年 月 日

魚津市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり緊急通報装置の設置を申請します。

利用者	氏 名	(男・女)	生年月日	M・T・S 年 月 日生(歳)		
	住 所			電話 番号	()	
世帯課税状況	1. 住民税非課税		2. 住民税所得割 非課税		3. その他	
申請の理由						
担当民生委員						
かかりつけ医院	(医院名) (住 所)			(電話番号)		
連 絡 先		氏 名	住 所	電話番号	続 柄	承諾印
	1					
	2					
	3					

年 月 日

様

魚津市長

魚津市高齢者緊急通報装置設置事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった魚津市高齢者緊急通報装置設置申請については、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

利用者	氏名	
	住所	魚津市

1. 決定

注意事項	
------	--

2. 却下

理由	
----	--

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。